

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

『有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2)』（一般委託）仕様書

『有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2)』に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本作業は、有馬線管路用地他の環境整備のため、草刈り及び樹木の手入れ等を行うものである。
2	履行期間	平成30年7月1日から平成31年3月31日
3	施行場所	海老名市本郷3826番地ほか
4	業務内容	別紙『特記仕様書』のとおり
5	特記事項	別紙『特記仕様書』のとおり
6	関係法規	本委託業務は、横須賀市上下水道局契約規程を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 履行期間を通じて「造園施工管理技士」又は、「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用し、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価契約による業務委託契約（一般委託） （契約単位は、内訳表参照）
9	支払方法	委託料の支払いは、3回払い（9月・12月・3月末締め）で、受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ ○非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ ○不要
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の施工にあたっては、特記仕様書を優先適用するほか、平成28年4月改正の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 ・年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、平成31年4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定とする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	技術部 浄水課 有馬浄水場 山田雅彦 TEL 046-238-1915(直通)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

内 訳 表

(税 抜 き)

種 別	細 別	単 位	予 定 数 量	上 限 単 価	契 約 単 価
高木剪定	常緑樹軽剪定 幹周 30cm～60cm未満	本	40	8,955	
	常緑樹軽剪定 幹周 60cm～90cm未満	本	24	14,550	
	常緑樹軽剪定 幹周 90cm～120cm未満	本	7	24,251	
	常緑樹軽剪定 幹周 120cm～150cm未満	本	3	43,295	
	落葉樹軽剪定 幹周 15cm未満	本	101	632	
	落葉樹軽剪定 幹周30cm～60cm未満	本	18	4,327	
	落葉樹軽剪定 幹周60cm～90cm未満	本	27	9,698	
	落葉樹軽剪定 幹周 90cm～120cm未満	本	4	23,883	
	針葉樹軽剪定 幹周 15cm～30cm未満	本	1	5,260	
	針葉樹軽剪定 幹周 30cm～60cm未満	本	43	10,070	
	針葉樹軽剪定 幹周60cm～90cm未満	本	34	19,044	
	針葉樹軽剪定 幹周90cm～120cm未満	本	1	52,237	
立木伐採	枯損木処理(人力) 幹周 20cm～30cm未満	本	1	2,610	
	枯損木処理(チェーンソー刈り) 20cm～30cm未満	本	1	2,485	
	枯損木処理(人力吊伐)幹周 20cm～30cm未満	本	1	10,432	
刈り込み	(寄植え)(機械刈り) 樹高 ～1.5m未満	m ²	21	288	
刈り込み	(生垣)(機械刈り) 樹高 0.75m ～1.5m未満	m	176	373	
(玉物)	0.75m～1.2m未満	株	186	969	
つる切り	除伐・人力・幹周10cm未満	m ²	100	132	
草刈り	急傾斜 ・ 人力	m ²	14,760	366	
	平地・法面 ・ 機械・肩掛け式	m ²	15,912	130	
発生材処理 (運搬費込み)	(刈草):有馬・北部	kg	609	36	
	(刈草):有馬・南部	kg	22,570	40	
	(枝・幹):有馬・南部	kg	3,240	34	

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託（２）特記仕様書

1 適用

本仕様書は、有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託（２）に適用する。

2 履行場所

海老名市本郷 3826 番地ほか

（履行場所詳細は、別紙『有馬・半原線管路一覧表』のとおりとする。）

3 履行期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

4 支払方法

委託料の支払いは、3 回払いとし（9 月・12 月・3 月末締め）受託者の請求により清算する。

業務完了後速やかに完了届及び業務写真（作業前・中・後）、報告書等を提出すること。なお、幹周や樹高の異なる場合には別紙『換算表』により精算（円未満の端数切捨て）するものとする。

ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとし、換算表にない処理が生じた場合は、監督員と協議し見積等で対処する。

5 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり横須賀市上下水道局契約規定及び労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守しなければならない。

6 業務内容

本業務委託についての業務内容は以下のとおりである。

（１）樹木管理

ア 軽剪定

（常緑樹手入：幹周 30 cm～60cm 未満）

（常緑樹手入：幹周 60 cm～90cm 未満）

（常緑樹手入：幹周 90 cm～120cm 未満）

（常緑樹手入：幹周 120cm～150cm 未満）

（落葉樹手入：幹周 15cm 満）

（落葉樹手入：幹周 30 cm～60cm 未満）

- (落葉樹手入：幹周 60 cm～90cm 未満)
- (落葉樹手入：幹周 90 cm～120cm 未満)
- (針葉樹手入：幹周 15 cm～30cm 未満)
- (針葉樹手入：幹周 30 cm～60cm 未満)
- (針葉樹手入：幹周 60 cm～90cm 未満)
- (針葉樹手入：幹周 90 cm～120cm 未満)

イ 立木伐採

- (枯損木処理：人力 幹周 20cm～30cm 未満)
- (枯損木処理：機械 幹周 20cm～30cm 未満)
- (人力吊伐)
- (吊り下ろし処理：人力 幹周 20cm～30cm 未満)

ウ 刈込み手入（寄せ植え）

機械刈り（樹高 1.5m未満）

エ 刈込み手入（生垣）

機械刈り（樹高 0.75m～1.5m未満）

オ 玉物手入

手刈り（樹高 0.75m～1.2m 未満）

カ 除伐・つる切り

樹木・つる類の除伐（幹周 10cm 未満）

(2) 草刈り（人力・肩掛け式）

- ア 平地・法面（肩掛け式）
- イ 急傾斜（人力）

7 業務仕様

本業務委託についての業務仕様は以下のとおりである。

(1) 樹木管理

剪定時期については、各樹木の適期に施行することとし、事前に承認を得ること。

ア 高木剪定は、軽剪定とし、その方法は次の通りとする。

(ア) 軽剪定は、樹冠の整正、刈込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。

(イ) 常緑樹については、幹周（30cm～60cm 未満）を基準とする。

樹種や幹周の異なる場合は別紙「換算表」により精算するものとする。

(ウ) 落葉樹については、落葉樹の幹周（30cm～60cm 未満）を基準とする。

幹周の異なる場合は、別紙「換算表」により清算するものとする。

- (エ) 針葉樹については、針葉樹の幹周（30cm～60cm 未満）を基準とする。
幹周の異なる場合は、別紙「換算表」により清算するものとする。
- (オ) 松剪定は、緑摘み及び強枝すかしを行うこと。
幹周の異なる場合は、針葉樹軽剪定「換算表」により清算するものとする。
- (カ) 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

イ 立木伐採

立木伐採については、人力及び機械とも幹周（20cm～30cm 未満）を基準とする。

人力吊伐りについては、幹周（20cm～30cm 未満）を基準とする
幹周の異なる場合は、別紙「換算表」により清算するものとする。

ウ 刈込み手入（寄せ植え）

刈込み手入（寄せ植え）については、高さより平面的に広く刈込まれた寄せ植え植栽を刈込み鉸及び剪定機により作業を行い、全体としてまとまりのある形で見通しを良くする様な刈込み作業を行うこととする。

また、樹高 1.5m 未満を基準とし、樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算するものとする。

エ 刈込み手入（生垣）

刈込み手入（生垣）については、帯状に列植された植栽の天端部分を揃え、一定幅に定め、両面を刈込むこととする。

また、樹高 0.75m～1.5m 未満を基準とし、樹高の異なる場合には、別紙「換算表」により精算するものとする。

オ 玉物手入

玉物手入については、数本寄せ植えして、玉物仕立てしているものに適用することとする。

また、樹高 0.75m～1.2m 未満を基準とし、樹高の異なる場合は、別紙「換算表」により清算するものとする。

カ 除伐・つる切り

除伐・つる切りについては、幹周 10cm 未満の容易に伐採できる樹木つる類の除伐を目的とし、フェンス及び樹木に巻きついているものや枝等が垂れ下がっているつる類の除去をするものとする。

(2) 草刈

ア 草刈については、主に機械草刈を適用することとする。

樹木等の障害物が多く、機械施行が出来ない場合には、人力草刈とする。

イ 作業は、繁茂している雑草を地際より丁寧に刈取るものであるが、周辺の樹木等を傷つけない様十分注意すること。

(3) 発生材処理（刈草・枝葉・幹）

ア 刈草・剪定枝・幹等を堆肥再資源化及びリサイクル化する施設に搬入すること。

イ 愛川町・厚木市・海老名市・綾瀬市・藤沢市の発生材についての処理事項。

(ア) 愛川町・厚木市の発生材については、有馬北部で処理するものとする。

(イ) 海老名市・綾瀬市・藤沢市については、有馬南部で処理するものとする。

8 検便

水道法第 21 条に基づき、作業員全員（1 週間以上の連続作業となる者。ただし重機オペレーター等を除く。）の検便を以下の様に行い、着手前（入場前）にその結果の写しを監督員に提出し、承諾を受けること。

(1) 検査項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌 O-157、サルモネラ菌

(2) 報告書記載内容

氏名、性別、年齢、検査結果、検査機関

9 一般事項

本業務委託についての一般事項は以下のとおりである。

(1) 作業範囲及び出来高管理は事前事後の立会いで確認する。また作業は、速やかに履行するものとし、緊急を要する場合は、確認後 7 日以内に作業を着手すること。

(2) 施行計画及び工程表は、監督員と協議し作成すること。

(3) 作業により発生した草木等は、その日のうちにリサイクル処分場又は環境対策に適した施設において処分すること。また、計量表を報告書に添付し提出すること。

(4) 契約後に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

(5) 作業員は、担当業務に精通すると共に、常に品位と規律を保ち、業務に支障をきたさぬよう各作業工程には十分注意を払うこと。また設備等の破損や不具合を発見した時は、直ちに監督員に報告しその指示をうけること。

(6) 作業に使用する機器は、周辺環境に配慮した防音型を使用し、消耗材及び軽微な部品交換は、受託者の負担とする。

(7) 受託者は、作業現場の見やすい位置に作業掲示板を設置すること。

(8) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

(9) 作業着手前に作業日程について、監督員と協議すること。

(10) 作業日程表と作業員名簿を作業着手前に 1 部提出すること。また、作業中は毎

日作業終了時に作業日報を提出すること。(FAX 可)

- (11) 受託者は、本作業を行う場合、作業範囲内における各種事故防止については、万全な安全対策等の措置を講ずること。また作業車の駐車等には、近隣住民や通行人への迷惑や当局業務の支障とならないように十分注意を払うこと。
- (12) 作業完了後、業務完了報告書を作成し履行期間内に監督員に提出すること。

有馬・半原線管路一覽

No.	名 称	住 所	業務月
1	有馬線管路	海老名市本郷3826番地	7～9月 ・10～12月初旬
2	有馬線管路	綾瀬市吉岡2685番地	7～9月 ・10～12月初旬
3	有馬線管路	藤沢市円行2丁目19番地	7～9月 ・10～12月初旬
4	有馬線管路	藤沢市円行979番地	7～9月 ・10～12月初旬
5	有馬線管路	藤沢市立石1丁目3番地	7～9月 ・10～12月初旬
6	有馬線管路	藤沢市西富568番地	7～9月 ・10～12月初旬
7	有馬線管路	藤沢市村岡東4丁目7番地	7～9月 ・10～12月初旬
8	有馬浄水場内	海老名市中河内1767番地	7～9月
1	半原線管路	愛甲郡愛川町半原4830番地	7～9月 ・10～12月初旬
2	半原線管路	海老名市大谷北3丁目5番地	7～9月 ・10～12月初旬
3	半原線管路	綾瀬市吉岡977番地	7～9月 ・10～12月初旬
※	水道管路用地及び施設用地	他	7～3月
※	有馬浄水場構内樹木剪定	海老名市中河内1767番地	7～11月
備 考:			

換 算 表

高木剪定

高木剪定：**軽剪定** 常緑樹・落葉樹・針葉樹の幹周30cm～60cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)
	常緑樹
15cm未満	0.3
15cm～30cm未満	0.6
30cm～60cm未満	基準値
150cm～180cm未満	8.1

幹周	換算値(本)
	落葉樹
30cm～60cm未満	基準値
120cm～150cm未満	10.0
150cm～180cm未満	16.7

幹周	換算値(本)
	針葉樹
15cm未満	0.1
30cm～60cm未満	基準値
120cm～150cm未満	9.5
150cm～180cm未満	14.3

立木伐採

枯損木処理：幹周20cm～30cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)
	人力
20cm未満	0.6
20cm～30cm未満	基準値
30cm～60cm未満	4.0
60cm～90cm未満	10.0
90cm～120cm未満	20.3
120cm～150cm未満	30.4
150cm～200cm未満	49.8
200cm～250cm未満	122.1

幹周	換算値(本)
	チェーンソー伐り
20cm未満	0.6
20cm～30cm未満	基準値
30cm～60cm未満	3.8
60cm～90cm未満	9.4
90cm～120cm未満	17.8

立木伐採

人力吊伐：幹周20cm～30cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹周	換算値(本)
	人力
20cm～30cm未満	基準値
30cm～60cm未満	6.8
60cm～90cm未満	12.2
90cm～120cm未満	20.4
120cm～150cm未満	30.5
150cm～200cm未満	44.1
200cm～250cm未満	61.1

刈りこみ(寄植え)

手刈り: 樹高～1.5m未満を基準とし、下表の換算表により清算する。

樹高	換算値(m ²)
	手刈り
～1.5m未満	基準値
1.5m～2.5m未満	2.1
2.5m～	3

機械刈り: 樹高～1.5m未満を基準とし、下表の換算表により清算する。

樹高	換算値(m ²)
	機械刈り
～1.5m未満	基準値
1.5m～2.5m未満	2.6
2.5m～	3.6

刈りこみ(生垣)

手刈り: 樹高0.75m～1.5m未満を基準とし、下表の換算表により清算する。

樹高	換算値(m)
	手刈り
～0.75m未満	0.5
0.75m～1.5m未満	基準値
1.5m～	3.4

機械刈り: 樹高0.75m～1.5m未満を基準とし、下表の換算表により清算する。

樹高	換算値(m)
	機械刈り
～0.75m未満	0.5
0.75m～1.5m未満	基準値
1.5m～	4.1

刈りこみ(玉物)

樹高0.75m～1.2m未満を基準とし、下表の換算表により清算する。

樹高	換算値(m)
	手刈り
～0.45m未満	0.5
0.45m～0.75m未満	0.7
0.75m～1.2m未満	基準値
1.2m～	2.4

有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2) 作業集計表

月分

工種	内容	細目	契約		有馬浄水場(剪定・草刈)	有馬浄水場(他苦情等)	有馬線管路	有馬線管路(苦情等)	半原線管路	半原線管路(苦情等)	合計	
			単位	単価	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	金額
高木軽剪定	軽剪定	常緑樹手入 幹周30cm~60cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	常緑樹手入 幹周60cm~90cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	常緑樹手入 幹周90cm~120cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	常緑樹手入 幹周120cm~150cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	落葉樹手入 幹周15cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	落葉樹手入 幹周30cm~60cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	落葉樹手入 幹周60cm~90cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	落葉樹手入 幹周90cm~120cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	針葉樹手入 幹周15cm~30cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	針葉樹手入 幹周30cm~60cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	針葉樹手入 幹周60cm~90cm未満	本								0.0	0
	軽剪定	針葉樹手入 幹周90cm~120cm未満	本								0.0	0
	立木伐採	枯損木処理(人力)	幹周20cm~30cm未満	本								0.0
枯損木処理(機械)		幹周20cm~30cm未満	本								0.0	0
枯損木処理(人力吊伐)		幹周20cm~30cm未満	本								0.0	0
刈り込み(寄植え)	(寄植え)機械刈り	樹高~1.5m未満	m ²								0.0	0
(生垣)	機械刈り	樹高0.75m~1.5m未満	m								0.0	0
玉物手入れ	手刈り	樹高0.75m~1.2m未満	株								0.0	0
つる切り・除伐	人力	幹周10cm未満	m ²								0.0	0
草刈	急傾斜	人力	m ²								0.0	0
	平地・法面	機械・肩掛け式	m ²								0.0	0
発生材処理(運搬費込み)	(刈草)	有馬:北部	kg								0.0	0
	(刈草)	有馬:南部	kg								0.0	0
	(枝・幹)	有馬:南部	kg								0.0	0
											委託価格(円)	0
											消費税相当額(円)	0
											合計(円)	0